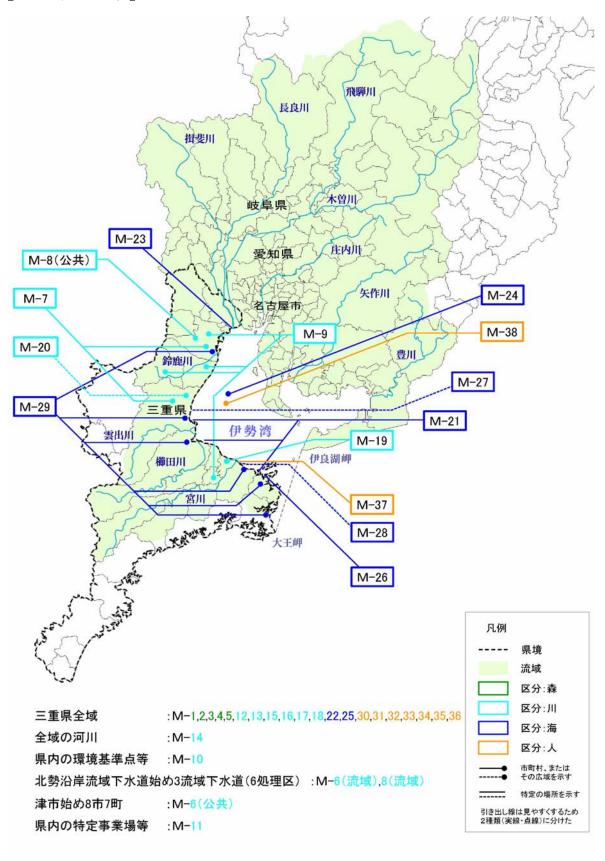
【三重県の施策】



区分	No.	施策名	対象地域	
巨刀	NO.	施策内容		
		治山事業	全域	
	M-1	・ 山地災害の防止や良質な水の安定供給など、県民 治山施設の整備を進めるとともに、水源地域等の	発生活の安全を確保するため、 の森林の造成整備を総合的に実施する	
	M-2	造林事業	全域	
		・ 森林の公益的機能の高度発揮をはかるため、植栽	、 、下刈、間伐等の森林整備を促進する	
	M-3	森林環境創造事業	全域	
森		・ 環境林において、森林の有する公益的機能が持続 間伐などにより針葉樹と広葉樹との混交林への誘		
杯		環境林整備治山事業	全域	
	M-4	・ 居住地などの上流部に位置する環境林内の保安材 災害に強い森林づくりのための間伐を実施する	*等において、	
	M-5	高齡林整備間伐促進事業	全域	
		・ 生産林において、植栽から伐採までの育成期間の 高齢級(36年生以上)の間伐を促進し、森林の優		
	P-1	木曽三川水源造成公社事業費貸付金	木曽三川水源地域	
	P-1	・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木	、曽三川の水源地の森林を整備する	
	M-6	下水道整備	<流域下水道事業> 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) <公共下水道事業> 津市始め8市7町	
		・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、	下水道整備を推進する	
	M-7	合流式下水道の改善	津市、四日市市	
		・ 公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を行う		
Ш	M-8	高度処理施設の導入	<流域下水道事業 > 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) <公共下水道事業 > 四日市市 (H19は詳細設計)	
		・ 公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する		
	M-9	農業集落排水整備事業	四日市市・鈴鹿市・亀山市・玉城町	
		・ 農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機・ 公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落 処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実明	なにおけるし尿、生活雑排水又は雨水を	
	M-10	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等	
		・ 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する		

区分	No.	施策名	対象地域 策内容
		工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等
	M-11	・ 水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制 ・ ゴルフ場における農薬の適正な利用について、適	」 、総量規制及び指導を実施する 5正か維持管理を指導する
	M-12	生活排水総合対策指導事業	全域
	M-12	・ 生活排水対策の総合的な推進によって、公共用水	
		浄化槽設置促進事業	全域
	M-13	・ 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の維設置に対する助成や個人の設置に対し補助を行う	接・改善をはかるため、市町が実施する浄化槽の 市町に対する助成を行い、浄化槽の普及を促進する
	M-14	117 1200 11 11 - H 11 -	全域の河川
	M-14	・ 流木・粗犬コミ等の処理、撤去による判川境境の	
		みえの食・安心安全確立推進事業 ・環境にやさしい農業を推進するため、環境負荷を	全域 ・低減した持続性の高い農業に取り組む。
	M-15	生産者(エコファーマー)の認定を促進する	組む「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」
		コミュニティー家畜堆肥リサイクル推進事業	全域
ЛІ	M-16	・ 堆肥流通モデル地域を選定し、地域住民の理解や 堆肥流通体制の確立と 環境と調和のとれた畜産	P耕畜連携の強化による安定的・効率的な 経営、資源循環型農業を推進する
		農地・水・環境保全向上対策 <共同活動支援交付金>	全域
	M-17	・ 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全	た向上に資する共同活動を支援する
		農地・水・環境保全向上対策 <営農活動支援交付金>	全域
	M-18	・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と 大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷	
		m, 10:0 % 1 / 1 / 1	宮川流域
	M-19	・ 宮川流域において、『清流や森林、渓谷、干潟な 基本理念に掲げ、住民と行政が協働の精神のもと 『宮川流域エコミュージアム』や『守ろう清流! 多様な事業を展開している	:、互いの役割を明確にし、
		県営水環境整備事業	木曽岬、笠田大溜、野代、大井田西部、
		・農業用水利施設の保全管理を行う・地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資す・農村地域の生活空間の質的に向上させる	長島中部、三行、津北部川添、中郷、立梅 - る施設の整備を行う
			①松阪沖
		閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業	②伊勢市二見町沖 ③松阪沖、伊勢市二見町沖、津市御殿場沖
	M-21	・ 干潟、浅場の造成及び再生を行う(①)	
		・ アマモ場の造成を行う(②) ・ 干潟・藻場等の調査、順応的管理等を実施する	(3)
		干潟、薬場の回復・再生技術開発事業	全域
	M-22	・ 生物生産性の高い干潟、藻場の回復・再生技術の ・ すでに設置した干潟、藻場の長期的な調査及び浅	
		水産業による水質浄化機能の向上技術開発事業	木曽三川河口干潟
	M-23	・ ノリの品種改良や養殖不能ノリ網の再生技術及び 斃死防止技術の開発に取り組み、二枚貝・ノリの 堆積した栄養塩類の除去に貢献する	ドアサリ・ヤマトシジミ・ハマグリ等の二枚貝類の)漁獲を通じて閉鎖性海域に流入あるいは
		伊勢湾再生研究プロジェクト	三重県の伊勢湾流域及び伊勢湾
海	M-24	伊勢湾及び周辺陸域の環境保全と漁業生産活動が 大学と県が連携し、環境保全と漁業資源の回復、	地域の再開発・活性化を目的とした研究を行う
	M-25	赤潮・底泥対策技術開発事業・ 貧酸素水塊とその発生原因である底泥の発生過程 赤潮の発生防止技術や貧酸素水塊の伝播予測技術	全域 全等について調査研究を進め、 Fを関系する
		港湾環境整備事業	鳥羽マリンタウンプロジェクト:鳥羽佐田浜地区
	M-26	・ 市民と観光客が憩い・楽しみ・集う快適な空間を	
		親水公園	阿漕浦海浜公園
		・ 津ヨットハーバーに接し、海岸は阿漕浦海水浴場 ・ トイレ、シャワー室もあり、市民が気軽に潮干狩	
	M-28	侵食対策事業	宇治山田港海岸
		・ 安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩	受傾斜化を図る
		海岸美化ボランティア活動推進事業	鈴鹿市・津市、松阪市・伊勢市、鳥羽市・志摩市
	M-29	・ 海岸美化ボランティア活動の拡大及び海岸への愛	護意識を高め、海岸美化を推進することを目的として、 かに対して、消耗品及び保険料の負担等の支援を行う

区分	No.	施策名	対象地域
区刀	INO.		策内容
	M-30	多様な主体による森林づくり事業	全域
		森林づくりへの多様な主体の参画を促進するため 県民、NPO等の活動の場の確保や情報提供などの	
		漁民の森づくり活動推進事業	全域
	M-31	・ 豊かな森林が漁場を保全していることから、漁業 再生・植栽事業への取組の輪を広げるため、フィ	と 経者が森林整備の重要性を理解し、自らが行う森林の ロルド情報提供や資材費の支援を行う
		みえ・川の健康診断事業	全域
	M-32	・ 河川等において、水生生物による水質調査(観察・ 河川等に対する環境保全意識の高揚をはかる・ 環境教育や環境学習の推進をはかる	
		環境学習パートナーシップ推進事業	全域
	M-33	・ 地域における多様な環境学習の場づくり、人づく 環境講座等の開催、環境活動団体との交流、参加 活動の場づくりなどで、県民の環境学習への意図	1型環境学習プログラムの提供や指導者の
		地域から発信!環境教育実践事業	全域
	M-34	「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」に基 多様な主体による環境学習プログラムの策定や実 促進する	そづき、学校、地域団体、事業者、行政など 医践活動を通じて、地域における環境保全活動を
人	M-35	農地・水・環境保全向上対策 <共同活動支援交付金> 【再掲:M-17】	全域
		・ 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全	≥向上に資する共同活動を支援する
	M-36	農地・水・環境保全向上対策 <営農活動支援交付金> 【再掲:M-18】	全域
		・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と 大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷	
			宇治山田港海岸
	M-37	・ 世代間の交流の場、自然・社会教育活動の場、マ	リンスポーツの場として利用しやすい海岸を創出する
		「みえのうみ」環境保全活動促進事業	木曽三川河口干潟、高松干潟、員弁川流域、 海蔵川流域、鈴鹿川流域、田中川河口干潟、 河芸マリーナ、櫛田川流域、松名瀬干潟(アマモ場)、 宮川流域、鳥羽答志島浮島、鳥羽生浦湾
	M-38	 「里海」伊勢湾を再生し、豊かな海の恵みを取り情報収集・発信を強化する 多様な主体と連携した流域の健康診断および保全・地域で活動の核として行動できる人材育成、や多・県民が主体となった海の環境保全に向けた取組を 	と策を実施する な様な主体が参加する流域ネットワークづくりを行う
			. INC. / W

名古屋市・名古屋港管理組合の施策



【名古屋市】

区分	No.	施策名	対象地域
E/1	140.		5年内容
森	P-1	木曽三川水源造成公社事業費貸付金	木曽三川水源地域
		・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木皇	<u> </u>
	N-1	下水道整備	<公共下水道事業>全域
		・ 下水道の一部未整備地域の早期解消のため下水道の	り整備を進める
	N-2	合流式下水道の改善	全域
		・ 合流式下水道の改善のため、雨水貯留施設、きょう雑物除去装置の設置及び雨水スクリーンの 目幅縮小を行う	
	N-3	高度処理施設の導入	全域
		・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を	を推進する
		河川等公共用水域水質監視	市内の環境基準点等
	N-4	・ 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	
Ш	N-5	工場・事業場排水規制	全域
	N-5	・ 水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、	総量規制及び指導を実施する
		緑化地域の指定	市内市街化区域全域
	N-6	・ 緑が不足している地域を都市計画で指定し、一定規 敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける	見模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、
	N-7	屋上・壁面緑化の推進	民間:市内市街化区域全域 公共:全域
		・ 民間、公共建築物の屋上・壁面緑化の推進のための助成事業を実施する	
		清流ルネッサンスⅡ	堀川
	N-8	・ 堀川の水環境改善を行うため、河川事業 (浚渫・) 下水道事業 (合流式下水道の改善等) 、その他施領	
	N-9	なごや東山の森づくり	なごや東山の森
		・ 環境と大交流の融合する舞台として、東山動植物園の再生を核に「なごや東山の森づくり」を 市民・企業・行政のパートナーシップにより創出する	
		なごや西の森づくり	戸田川緑地(なごや西の森)
	N-10	・ 戸田川緑地において、市民・企業・行政のパートラ	ナーシップにより森を創出する
	N-11	堀川市民調査	堀川
		・ 堀川の浄化施策の効果を市民の視線で、確認、評価 ・ 活動を通じて水環境に対する市民の意識向上を図る	
		環境目標値市民モニタリング	市内水域
	N-12	・ 行政、市民が協力し、市内河川等の水質モニタリン ・ 水環境保全思想の普及啓発を図り、環境目標値の過	
人	N-13	湧き水モニタリング	東部丘陵地域など
		・ 市民とともに、水循環のひとつの指標となる湧きた 「なごや水の環復活プラン」を推進する	kの状況を把握し、
		木曽川流域上下流交流	市内及び木曽川流域市町村内
		・ 水源から伊勢湾までの流域のみなさまとの相互訪問 インターネットを使った交流を推進し、互いの理解	
	P-2	藤前干潟の保全と活用	藤前千潟周辺
		・ 国、自治体、市民・NPO、学識経験者等で構成される協議会を通して、藤前干潟の保全・活用を推進する	
	l	生物多様性条約第10回締約国会議の誘致推進	全域
		・ 愛知県・名古屋市を国内候補地として日本へ招致す	
		「生物多様性条約第10回締約国会議」の誘致を推進	する

【名古屋港管理組合】

ſ	区分	No.	施策名	対象地域
	四刀	IVO.	施策	内容
			港湾環境整備事業	中川運河地区緑地(中川口・堀止・昭和橋)
	海	NP-1	・中川運河の中川口、堀止、昭和橋地区において、緑地	(水辺空間を活用した親水プロムナード等)を整備する

V. 行動計画のフォローアップ

本行動計画の推進にあたっては、目標の実現に向けて本行動計画 (Plan) →施策の実施 (Do) →モニタリング (Check) →フォローアップ (Action) を繰り返し、3年毎に行動計画の見直し (中間評価等) を行う。

また、PDCA サイクルによって本行動計画の目標を実現していくためには、スローガンをもとに、 沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関の多様な主体が協働・連携しながら伊 勢湾の再生を推進することが大切である。

このため、フォローアップにより、各主体の取り組み状況を的確に把握するとともに、新たな知見やモニタリング結果等を今後の計画へ反映することで、伊勢湾再生の着実な推進に努めるものとする。

また、各機関、検討会等においては、これまでに実施及び今後予定されている施策を実行する とともに、必要に応じて本行動計画を具体化した推進プログラムを定める。

表 6 に行動計画のフォローアップ、中間評価・最終報告の予定を示す。

表 6 フォローアップ、中間評価・最終報告の予定

	次の内容について、毎年度2回程度実施
	・ 各機関による行動計画の実施状況報告
フォローアップ 	・ 行動計画推進にあたっての課題整理
	・ 汚濁機構解明等の研究成果報告
☆ 問章(本	2010 年度(平成 22 年度)
中間評価	2013 年度(平成 25 年度)
最終報告	2017 年度(平成 29 年度)

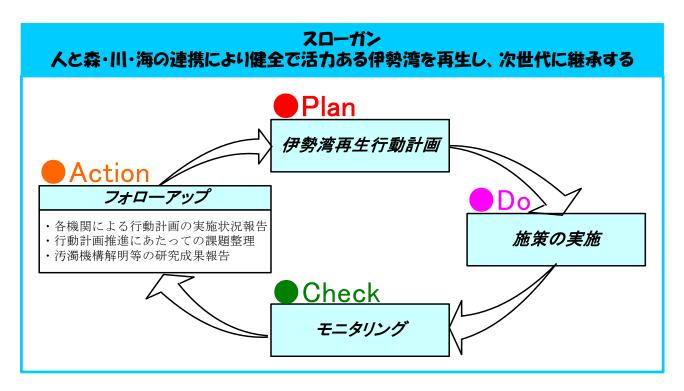


図 19 PDCAサイクルによるフォローアップ

伊勢湾再生の目標

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が 生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえ る、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」

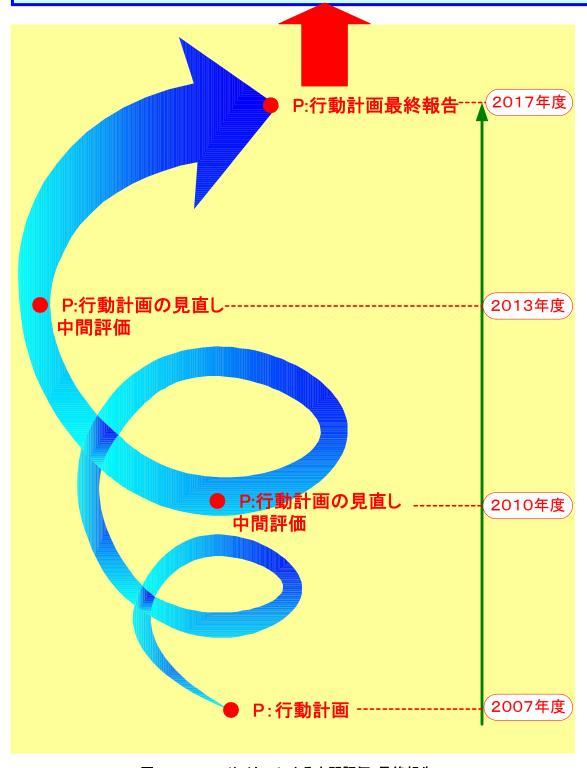


図 20 PDCA サイクルによる中間評価・最終報告

伊勢湾再生推進会議の構成 会議設立:平成18年2月2日

構成員:国土交通省中部地方整備局

海上保安庁第四管区海上保安本部

内閣官房都市再生本部事務局

農林水産省東海農政局 林野庁中部森林管理局

你到几个的林你自<u>任</u>的

水産庁漁港漁場整備部

経済産業省中部経済産業局 環境省中部地方環境事務所

岐阜県

愛知県

三重県

名古屋市

名古屋港管理組合

四日市港管理組合